平成２３年（フ）第２５４８号
横浜市中区本牧原34番10号　パークピア本牧101号室
債務者　小松田裕子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５５０号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目９番29―101号
債務者　小島　将史
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町12番７号　ドミール田中302号
債務者　佐藤　隆美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７２号
神奈川県藤沢市石川４丁目31番地の15　ラフォーレ湘南Ｂ―７
債務者　沼口由加里
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７５号
横浜市港南区日野中央３丁目21番12―207号
債務者　有馬　治朗
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５２号
岡山市北区西之町６番14号　レオパレスコスモス303
債務者　西岡　博之
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９７号
東京都町田市相原町3181番地コーシャハイム武蔵岡309
債務者　木内　恵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２２１号
東京都八王子市北野町534番地９サンケンパレス北野ＰＡＲＴⅡ102号
債務者　須藤　　健
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８１号
東京都八王子市楢原町1056番地３
債務者　中井　奈美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２７２号
東京都町田市本町田3133番地５藤の台団地２―１―404
債務者　山田　英子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４７号
東京都国立市西２丁目16番地の３ホワイトコート国立205
債務者　岩谷　正治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５５号
川崎市川崎区日進町９番地11　憩の家
債務者　佐滝　鉄二
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２５号
東京都八王子市下柚木２丁目29番地15ニュードミール301号
債務者　森岡　寿裕
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７７８号
東京都中野区大和町４丁目５―３―Ｂ―101
債務者　高野くらら
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２２８号
東京都墨田区堤通２丁目４―４―1308
債務者　吉田　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３０４号
東京都練馬区平和台４丁目15―５―207　平和台第２ファミリーマンション
債務者　小嶋　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部